

11月定例教育委員会報告

1 開催日時

令和元年11月20日(水) 13:30～16:00

2 出席者

委員 佐古 順子

村川 一恵

嶋崎 真英

中嶋 剛

教育長 遠藤 雅己

事務局

教育政策監 丸山 克彦 教育次長 吉村 武史

教育総務課長 三岳 和裕

教育総務課参事(学校給食センター所長) 畑田 憲一

学校教育課長 橋口 智秀 学校教育課参事 高木 修

社会教育課長 喜々津 武利 図書館長 鈴川 章子

文化振興課長 大野 安生

文化振興課参事(歴史資料館長) 今村 明

企画政策部長 山下 健一郎 企画政策課長 石山 光昭

企画政策課係長 松園 洋平 企画政策課職員 宮田 淳仁

こども未来部長 山中 さと子 こども政策課長 赤瀬 雅昭

こども政策課課長補佐 田尻 由美 教育総務課課長補佐 深江 美穂

3 議事

《議案》

第43号議案 大村市立幼稚園園則の一部を改正する規則について

第44号議案 大村市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について

- 第 4 5 号議案 大村市公民館条例の一部を改正する条例について
- 第 4 6 号議案 大村市立図書館条例の一部を改正する条例について
- 第 4 7 号議案 専決処分の承認について
- 第 4 8 号議案 令和元年度大村市一般会計補正予算（第 6 号）について
- 第 4 9 号議案 大村市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について
- 第 5 0 号議案 人事案件について

《協議・報告事項》

- ・大村市教育大綱について
- ・大村市立図書館利用に関する要綱の修正について
- ・大村市歴史資料館条例施行規則の修正について

4 議事録

教育長	ただいまから令和元年 1 1 月教育委員会定例会を開催します。渡邊委員から欠席の連絡が入っておりますが、本日の会議は、定足数に達しております。会議に先立ちまして、委員の皆様にお諮りします。第 4 7 号議案及び第 4 8 号議案は、「予算」に関する議案、第 5 0 号議案は人事に関する案件ですので、秘密会議とし、議事日程の後半にしたいと思いますが、議事日程及び秘密会議の取り扱いについて、御異議ありませんでしょうか。
全委員	はい。
教育長	議事日程 1、前回会議録の承認を議題といたします。原案のとおり会議録を承認することとしてよろしいでしょうか。
全委員	はい。
教育長	御異議ありませんので、承認することといたします。 議事日程 2、教育長報告を行います。前回 1 0 月からの報告でございます。1 0 月 5 日土曜日、ミライ o n の開館でございました。委員の皆様方には式典から御参加いただき、本当にありがとうございました。1 0 月 6 日日曜日は、歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクールがシーハットで行われ、表彰式に参加しております。1 0 月 1 0 日木曜日から 1 1 日金曜日まで、宮崎市で開催されました九州都市教育長協議会に参加いたしました。1 0 月 1 3 日日曜日、大村市体育協会表彰式に出席いたしました。1 0 月 1 6 日水曜日、琴花園さんから小学校 1 年生の児童に対してチューリップの球根を 5 個ずついただいております。1 0 月 1 8 日金曜日、長崎県戦没者追悼式が開催され、西大村中学校から参加をしております。この追悼式には大村市内の全ての特別支援学校、大村と諫早地区の私立高校からも参加をしております。1 0 月 1 9 日土曜日、コミセ

ンまつりが開催されました。10月20日日曜日、三城小学校区町内家族大運動会に出席いたしました。10月25日金曜日、第二海軍航空廠殉職者慰霊祭に出席いたしました。10月27日日曜日、大村特別支援学校の文化祭であります第10回あかね祭が開催されております。また、同じ日にろう学校の体育祭がありまして、出席いたしました。10月29日火曜日、大村市の小学校体育祭でしたが、委員の皆様にご出席いただき、ありがとうございました。10月30日水曜日、佐古委員もいらっしゃいますが、国際ソロプチミスト協会から市内全中学校に琴を2台ずつ、電子オルガン等を寄贈していただいております。本当にありがとうございました。10月31日木曜日、大村市食育推進市民会議がコミセンで行われました。11月1日金曜日、教育功労者表彰式をコミセンの大会議室で開催しております。11月5日火曜日、6月にパンの異状で問題となりましたが、そのパン工場に私と給食センター所長と関係者で視察をしてみました、非常に厳重な安全管理がされているという事がわかりまして、少し安心したところでした。その際、工場長をはじめとした関係者と協議をしたところでした。11月6日水曜日、第9回長崎県NIEフェアということで新聞を利用した子ども達の育成に関する県の大会がろう学校でございました。11月7日土曜日、県の大会である中体連の駅伝大会があり、見事に桜が原中学校の女子が第1位、西大村中学校の男子が第2位という成績を修めて11月末の九州大会に長崎県代表として4校中2校が大村市から参加するようになっております。11月9日土曜日、10時からココロねっこパレードを開いております。その日の13時から地域ふれあいフェスティバル開会式に参加しました。それから11月11日月曜日、給食向上推進委員会を開催しました。これは今年から始めたもので、給食の安全・安心と魅力ある給食作りをするために委員会を立ち上げたもので、色々御意見をいただいたところです。11月13日水曜日と14日木曜日の2日間にわたってさくらホールで大村市小学校音楽会が開催され、委員の皆様にもご出席いただきまして本当にありがとうございました。11月16日土曜日、大村市美術展表彰式が市役所大会議室で行われております。11月17日日曜日、郡コミセンまつりが開催されて私の方で出席をしております。11月18日月曜日、19日火曜日は、五島市で都市教育長会が行われました。来年の教育委員会研究大会は五島市で開催されますので、下見も兼ねて行ってまいりました。以上で教育長報告を終了します。

それでは各委員から何か報告があればお願いします。

村川委員	11月8日に教育委員会研究大会に皆様方と一緒に参加いたしました。その後、とぎつカナリーホールの視察も行いましたが、非常に素敵なホールで、自然と調和した感じが素晴らしく、館内もとても広く、大村にもこのような施設があったら良いなと改めて思ったところでした。
教育長	ありがとうございます、他にございませんか。

教育長	<p>それでは各委員からの報告を終了します。</p> <p>続きまして議事日程3、第43号議案を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
こども政策課長	<p>第43号議案についてご説明させていただきます、大村市立幼稚園園則の一部改正について、教育委員会の審議をお願いするものです。内容につきましては資料の3ページの新旧対照表をご覧ください。記載しておりますように大村市幼稚園の学期につきまして、小中学校が現在の2学期制から3学期制に移ることに合わせまして幼稚園の方も改正を行うものです。なお、施行につきましては、令和2年4月1日となっております。説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。</p>
教育長	<p>こども政策課から学期の変更について、説明がありましたが、御質問ありませんか。</p>
教育長	<p>小中学校に合わせて大村市立幼稚園の方も3学期制に移行するというのでよろしいでしょうか。御質問がありませんので終結いたします。御意見があればお願いたします。</p>
全委員	<p>ありません。</p>
教育長	<p>それでは御意見がないようですので終結いたします。採決します。第43号議案について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p>
全委員	<p>はい。</p>
教育長	<p>御異議ありませんので原案のとおり決定することといたします。</p>
教育長	<p>次に第44号議案を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
学校教育課長	<p>第44号議案大村市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について、教育委員会の審議をお願いするものでございます。資料の6ページから新旧対照表ですが、先程の幼稚園と同じように来年度から2学期制から3学期制に変わります。学期の区切り、夏季休業日の区切り、秋季休業日をなくすといった管理規則の一部改正でございます。7ページの最後には、教育課程編成にかかわるものも加わっております。ここは小学校に外国語活動、特別な教科である道徳という文言が加わってまいりますので、修正をするものでございます。以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。</p>
教育長	<p>ただいま第44号議案について説明がありましたが、御質問等ありませんか。</p>
教育長	<p>5ページの夏季休業日についてですが、時期が変更になっておりますので、学校教育課長、ここをもう少し説明をしてください。</p>
学校教育課長	<p>これまで2学期制の場合には夏季休業日を8月31日までと定めておりました。夏季休業日の後半に2日から4日を学校ごとに授業日をもうけておりました。今後は市内小中学校一斉に2学期の始業式を同じ日に定めるといことで、その関係で夏季休業日を7月21日から8月25日までを原則とします。ただし、その25日が土日の週休日にかかる場合がございますので、その時にはその次の月曜日までを夏季休業日として、要するに授業日4日間を確保すると</p>

	いかたちでこういう表現となっております。以上です。
教育長	今の説明にありましたように、3学期制に移行することで変わってきます。授業の確保ということ。これは小中学校一緒です。
中嶋委員	この時は午前中の授業でしょうか。
学校教育課長	原則午前中授業で、小中学校ともそのように申し合わせております。
教育長	よろしいでしょうか。それでは質疑を終結します、御意見等ございませんか。
教育長	先程こども未来部が市立の幼稚園も三学期にするということがありますけど、これについては早くから情報は入っていたのでしょうか。幼稚園教諭に対しても説明会等もされていますよね。
学校教育課参事	説明はしております。
教育長	3学期制への移行に関して幼稚園から何か御意見等はなかったでしょうか。
学校教育課参事	幼稚園の方からは小中学校に合わせた方がやりやすいということで、2学期に変更になる時もそうだったんですけども、3学期制にするにあたって、このようにまた合わせてしますということで同意をいただいております。
教育長	御意見等ありませんか。それでは意見を終結いたします。
教育長	第44号議案について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全委員	はい。
教育長	御異議ありませんので原案のとおり決定することといたします。次に第45議案を議題とします。事務局の説明を求めます。
社会教育課長	第45号議案大村市公民館条例の一部を改正する条例議案を12月議会に提出したいので、その原案について教育委員会の審議を求めるとでございます。これは大村市中地区公民館の建て替えに伴い所要の改正を行うため、この条例案を提出するものでございます。それでは条例案について、ご説明いたします。説明資料の12ページ、新旧対照表をお願いいたします。第2条中地区公民館の位置の変更についてでございます。第7条第2項は新たに駐車場使用料を設けるということから公民館使用料を限定をするため前項の使用料とするものでございます。第3項から第5項までは駐車場使用料に関する条項についてでございます。第3項につきましては、後程ご説明をさせていただきます。第4項は中地区公民館利用者に対する駐車場使用料の無料措置についてでございます。第5項は駐車場使用料の徴収時期についての条項でございます。第8条は公民館及び駐車場の使用料の減免措置についての条項でございます。第9条は公民館及び駐車場使用料の返還についてでございます。13ページをお願いします。第7条第1項の公民館使用料についてでございます。この公民館使用料の算定については中央公民館及び郡地区公民館の使用料と同様、1時間あたりの平米単価を3円と設定し、会議室等の面積と使用する時間区分で算定をいたしております。別表第1は社会教育目的に使用する場合、別表第2は社会教育目的以

	<p>外に使用する場合となっており、社会教育目的での使用料は目的外での使用料の2分の1という設定をいたしております。別表第3は第7条第3項の駐車場使用料でございます。中地区公民館の利用者は原則無料、それ以外の方は駐車場に入場して1時間までは無料、1時間を超え24時間までは1時間までごとに100円となっております。ただし、上限は千円としております。また駐車時間が24時間を超える場合は、その超える1時間までごとに100円、上限は千円といたしております。なおこの条例案は交付の日から起算して6か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行するものでございます。現在、正式な開館日が決定をしておりませんので、施行規則の改正案については開館日が決定次第、改正案を提案させていただきたいと考えております。説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
教育長	<p>第45号議案について、ただいま説明がありましたが、御質問はありませんか。</p>
中嶋委員	<p>別表第1の第7条ですね、社会教育目的以外に使用する場合で工芸室の利用が安くなっており、他のものは高くなっていますが、これはどういう理由でしょうか。</p>
社会教育課長	<p>基本的には計算方法は同じですので、面積の違いという事になります。工芸室についてですが、現在の工芸室はプレパブで別棟ですが、今度は本体の中に入り、面積が狭くなる関係で安くなっているという事でございます。</p>
教育長	<p>平米あたり3円で割り出してということですね。他に御質問ありませんか。</p>
教育長	<p>それでは質疑を終結いたします。御意見等あればお願いいたします。これは駐車場の料金は目的外、例えば病院に行く方であっても1時間無料は無料ということですね。</p>
社会教育課長	<p>基本的にずっと監視できませんので、そういう方も中にはいらっしゃると思いますが、市立市民病院の駐車場と料金設定は全く同じ設定にしております。補足説明をさせていただきますが、中に入ります公民館、図書室、出張所、ふれあい館につきましては無料措置の機械を常設しておりますので、利用者の方はそこで無料処理をして退場していただくと。それができないときは料金を支払う必要があるということになります。現実的にはずっと監視することは難しいですので、そういう方がいる場合はやむを得ないのかなと思います。料金をいただければということです。施設の無断駐車をなるべく排除したいということで設定をするということです。過去において、団地の住民の方や病院に来られてそのまま長時間おいておられるという方がいらっしゃったという話も聞きます。また、空港のパーク&ライドの扱いをされる。車を停めて近くのバス停から空港行きのバスで空港に行かれて、用が済まれたら帰ってきて駐車場を出るというケースがあると聞きましたので、なるべく施設の利用者の方に駐車場を確保したいということで、料金バーを付けた駐車場を設定しているということでございます。</p>
教育長	<p>これは病院外来診療の場合も1時間超える場合には無料処理をす</p>

	れば無料でしょうか。
社会教育課長	はい、そうでございます。
教育長	無料処理をする人がおられるのですね。公民館は利用者自らが無料処理を行うのでしょうか。
社会教育課長	各セクションで職員が対応するということになります。
教育長	御意見等ございませんか。それでは意見を終結いたします。第45号議案について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全委員	はい。
教育長	御異議ありませんので原案のとおり決定することといたします。次に第46号議案を議題とします。事務局の説明をお願いします。
図書館長	第46号議案大村市立図書館条例の一部を改正する条例についてでございます、大村市立図書館条例の一部を改正する条例議案を12月議会に提出したいのでその原案について教育委員会の審議を求めるとでございます。資料の18ページをお願いします。大村市中地区公民館図書室は現在単独での運用となっておりますが、新しい中地区公民館の建て替えに伴いまして大村市立図書館の分室とするものでございます。そのため、新旧対照表で分室の名称及び位置というところで第2条第3項に郡地区公民館図書室に加えて大村市中地区公民館図書室の名称と位置を追加するものでございます。説明は以上です。御審議の程よろしくお願いいたします。
教育長	第46号議案について説明がありました、御質問はありませんか。
教育長	それでは質疑を終結いたします。御意見ありませんか。
教育長	御意見も無ければ終結いたします。それでは第46号議案について原案のとおり決定してよろしいでしょうか 第46号議案について御異議ありませんので原案のとおり決定することとします。 次に第49号議案を議題とします。事務局の説明を求めます。
教育総務課長	本日追加でお配りしております、第49号議案をご覧ください。大村市教育委員会事務局処務規則の一部改正について教育委員会の審議を求めるとでございます。今回の改正は図書館を課として位置付ける為の一部改正でございます。これまで図書館は社会教育課の課内室としての位置付けでございましたが、県立市立一体型図書館の運営にあたり、社会教育課から図書館を分離することで迅速かつ効率的な意思決定を行う体制とするものでございます。具体的な改正内容は新旧対照表をご覧ください。網掛け部分が改正箇所でございます。右側の欄が改正前、左側が改正後でございます。第1条に図書館の項を加えます。第2条課長の次に（図書館長を含む。以下同じ。）という文言を加えます。次のページをご覧ください。第4条第2号中、図書館長を削るという改正でございます。これは先程の第2条で図書館長を含むと定義したことにより、ここからは図書館長を削るということでございます。第5条社会教育課の項、第3号中、図書館を削り最後に図書館の項を新たに加えるものでございます。改正の内容については以上でございます。

	す。なお、規則は令和2年4月1日から施行することとしています。御審議のほどよろしくお願ひします。
教育長	第49号議案について説明がありましたか、御質問等ありませんか。
教育次長	補足で説明いたします。この教育委員会事務局処務規則に直接関係ありませんが、機構改革という意味で、もう一点ございました。現在社会教育課の課内室ということで図書館があつてそれを分離するというところで説明をしたところですが、新図書館整備室が社会教育課の方に図書館と同様に課内室という事で現在存在しておりますが、図書館の建設が終了しましたので3月31日をもって新図書館整備室は廃止するという形になります。第49号議案には名称等が入っておりませんので関係はないことなのですが補足してご説明させていただきます。
教育長	こちらから質問ですが、県の図書館整備室も無くなるということでしょうか。
教育次長	県は郷土資料センターの建設がありますので、その関係でまだ存続いたします。
教育長	県は郷土資料センターを新築ということで、それが終わるまで2、3年かかるということでしょうか。
教育次長	名称はそのままなのかどうかは県のことなので分かりませんが、体制的にはそのまま残るといふことと伺っております。
教育長	それでは、今まで整備室でお互いに協議していたと思うのですが市の整備室が無くなると、どこが対応するのでしょうか。
教育次長	今後は運営面に関係することですのでミライオン図書館内において県立図書館と市立図書館内で協議をするという形になるかと思ひます。
教育長	他に御質問ありませんか。
佐古委員	改正後の図書館の(10)ここに書いてあるとおりですね。
教育次長	佐古委員の御指摘とおりですね、(10)に設けておりますのでこの事務分掌とおり県立と市立図書館同士で協議をしていくという事になるかと思ひます。
中嶋委員	改正前と改正後、図書館が新たに課になるそのメリット、従来をどう違うのでしょうか。もう少し詳しく説明をお願いします。
教育次長	現在は、社会教育課内に属する図書館であります。ある程度図書館の運営に関する事は館長に権限があるのですが、あくまでも社会教育課内の課内室ですので、社会教育課長の決裁や相談、協議を必要とする部分もございました。ただし、今は県立図書館と市立図書館でミライオン図書館を運営していくということになりますので、社会教育課長に相談、協議することよりも、県立と市立で協議して運営していくということで迅速かつ的確な判断が必要という事で分けるという事がございます。もう、社会教育課長に協議や合議しないで図書館の館長の判断のもと県立と協議をするという事を行いたいということです。
中嶋委員	そういう説明があればわかります。従来までとどう違うのかというのが、私も分かりませんでした。

教育次長	それともう一点ですが、市立図書館の職員は現在9名、非常勤職員が27名の計36名の職員がおります。図書館以外の社会教育課にも非常勤をいれて30人ぐらいの職員がおりますので、60人を超える課の規模になるとなかなか目の行き届いた管理というのが出来ませんので、お互い分けて管理をした方が良いという事もあります。
中嶋委員	そうしますと、館長の権限が非常に大事になってきたということですね。社会教育課長の負担が少しは減るということですね。わかりました。
教育長	他にございませんでしょうか。それでは意見を終結いたします。第49号議案について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
教育長	御異議ありませんので原案のとおり決定することとします。

◎自由討論

- ・村川委員から、小学校音楽会における手話通訳についての質問があった。
- ・中嶋委員から、中地区公民館移転後の跡地利用についての質問があった。
- ・村川委員から、松原幼稚園跡地の活用についての質問があった。

◎協議報告事項

- ・大村市教育大綱について、企画政策部長から説明があった。
- ・大村市立図書館利用に関する要綱の修正について、図書館長から説明があった。
- ・大村市歴史資料館条例施行規則の修正について、歴史資料館長から説明があった。

12月定例教育委員会 12月13日(金) 13時30分から

教育長	これをもちまして令和元年11月教育委員会定例会を終了します。16時00分
-----	--------------------------------------